

白石市高齢者福祉制度のご案内

本市では、自宅で生活されている高齢者を対象とした各種サービスを実施しています。ぜひご一読いただき、ご活用ください。申請先は長寿課（総合福祉センター内）となりますが、事業名のあとに「市民課：可」とあるものについては、市民課福祉窓口でも手続きが可能です。

1. 配食サービス事業（市民課：可）

内容	月から金曜日（祝日・年末年始を除く）の希望する曜日に、夕食を自宅まで配達します。基本的に手渡しで、安否確認も行います。*使い捨て容器を使用します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上のひとり暮らし又は世帯全員がおおむね65歳以上の世帯 ・障害者手帳1、2及び3級を所持する18歳以上のひとり暮らしの方
費用	1食あたり500円
備考	訪問調査の上決定します。 申請には緊急連絡先として2名の方（別世帯）の情報がが必要です。

2. 高齢者等安心見守り事業（市民課：可）

内容	自宅に緊急通報端末を設置し、緊急通報を受けた受信センターが救急車を手配したり、あらかじめ登録いただいている協力員に駆けつけを要請します。また、24時間間隔で利用者の動きを感知する安否確認センサーも設置するほか、医療・福祉等に関する無料相談や月1回のお元気コール、災害時の安否確認等を実施します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの方 ・世帯全員が65歳以上の世帯又は、ひとり暮らしの重度身体障害者のうち特に必要と認める世帯
費用	1月あたり500円 *電話料や自己都合による移設、機器の紛失等は自己負担になります。
備考	申請には緊急時に駆けつけていただく、市内の「協力員」3名（原則）の方の情報がが必要です。

3. 救急医療情報キット配布事業（市民課：可）

内容	高齢者世帯等の希望者に救急医療情報キットを無料配布します。かかりつけ医・服薬情報・緊急連絡先などの情報を記載した用紙を冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊員が駆け付けた際に、適切で迅速な処置が行えます。
対象者	65歳以上の高齢者世帯または要支援者名簿に登録されている方（再交付者除く）
費用	対象者は初回無料、再交付200円
備考	無料配布対象者であれば、各地区公民館でも申請できます。*中央公民館は除く

4. ほっとくらぶ（生きがいデイサービス事業）

内容	白石温泉薬師の湯（ほっとくらぶ・薬師）及びホワイトキューブ（ほっとくらぶ・キューブ）で、生活指導、レクリエーション・軽スポーツ、趣味・教養活動、送迎、昼食などを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間 午前10時～午後3時 ・2施設を週替わりで交互に利用
対象者	65歳以上で介護保険認定者及び総合事業に該当しない方
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり1,000円 ・診療情報提供書 平均8,000円（目安）
備考	訪問調査の上決定します。調査後に診療情報提供書を提出いただきます。 *長寿課で申請してください。

5. 在宅老人等紙おむつ給付事業（市民課：可）

内容	指定した薬局から限度額内の紙おむつ等を給付します。 【給付限度額（月額）】 市民税非課税世帯 4,000円 市民税課税世帯 2,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上で下記のa又はbに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> a 要介護3以上の方 b 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の方 身体障害者手帳1、2級所持者のうち障害部位が下肢又は体幹の方
費用	給付限度額との差額をお支払いください。

6. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業（市民課：可）

内容	1回あたり掛布団、敷布団、毛布の各1枚、洗濯乾燥消毒を行うサービスです。布団等は自宅まで回収、配達します。 *年2回実施（8月・2月）。洗濯期間は2週間ほどかかります。
対象者	65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受けた方
費用	1枚あたり220円

7. 訪問理容サービス事業（市民課：可）

内容	理容師が自宅まで訪問し理容サービスを提供します。 *理容師の送迎費用は市が負担します。 *利用回数は3カ月に1回です。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方 要介護3以上の認定を受けた方
費用	1回あたり3,000円

8. 高齢者タクシー利用助成事業（市民課：可）

内容	市が委託契約しているタクシー会社を利用するとき、1乗車当たり500円を割引く助成券を月2枚交付します。 *重度心身障害者移動サービス利用助成券との併用はできません。
対象者	65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受けた市民税非課税の方
費用	1乗車につき利用料金から500円を差し引いた額
備考	申請の際は、介護保険被保険者証を持参してください。

9. 高齢者バス乗車証等交付事業（市民課：可）

内容	70歳以上の方に市内を運行するミヤコーバス（白石遠刈田線）の乗車証と乗車券（1月あたり4枚）を交付します。降車の際、乗車券の他に100円をお支払いください。
対象者	70歳以上の方 *令和8年度は、昭和32年4月1日までに生まれた方が対象となります。
費用	1乗車につき100円

10. 高齢者等SOSネットワーク事業

内容	あらかじめ高齢者等の情報を市に登録します。その情報を白石警察署や関係者と連携しておき、万が一高齢者等が行方不明になった際に、早期発見及び高齢者等の生命や身体の保護につとめます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の認知症で徘徊のおそれのある方 ・若年性認知症等で徘徊のおそれのある方
費用	無料
備考	ご本人の顔写真（顔がはっきり分かるもの）を持参してください。 *長寿課で申請してください。

11. 認知症高齢者等見守りQRコード活用事業

内容	あらかじめ高齢者の情報を市が委託している業者（コールセンター）に登録します。高齢者の服や靴等にQRコードを貼っておき、保護した方がそのQRコードを読み取り、表示された内容をコールセンターへ伝えることで身元確認ができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の認知症で徘徊のおそれのある方 ・若年性認知症等で徘徊のおそれのある方
費用	年間登録料及びQRコード作成料 1,100円
備考	*長寿課で申請してください。

12. いきいき高齢者温泉入浴助成事業（市民課：可）※パス再交付について

内容	70歳以上の市民全員に「ほっときゃっするパス」を交付します。パスとその他の身分証の提示により対象施設の日帰り入浴が「200円引き」で利用できます。
対象者	70歳以上の方 *令和8年度は、昭和32年4月1日までに生まれた方が対象となります。
対象施設	小原温泉：ホテルいづみや、旅館やくせん、かつらの湯 鎌先温泉：最上屋旅館 *営業時間等は施設の都合で変更となる場合があります。詳しくは各施設へご確認ください。
費用	各施設の日帰り入浴料金から200円割引（窓口で割引後の差額の金額をお支払いください） *1施設1日1回まで
備考	パスは70歳を迎える年度に対象者へ郵送しています。 パスを紛失、破損した場合；再発行手数料100円

13. 敬老行事の補助金交付

内容	自治会又はまちづくり協議会で、80歳以上の方を対象に敬老行事を開催する場合、1人あたり1,500円を限度に補助金を交付します。
対象者	自治会又はまちづくり協議会
備考	*長寿課で申請してください。

14. 米寿祝金・松竹梅敬老祝金の支給

内容	米寿祝金（88歳）：1万円（白石ゴールデンシール会商品券） 松竹梅敬老祝金（満100歳）：10万円（誕生月に支給）
対象者	米寿祝：市内に1年以上居住する88歳の方（昭和13年1月1日～昭和13年12月31日生まれ） 松竹梅：市内に3年以上居住する満100歳の方（大正15年4月1日から昭和2年3月31日生まれ）
備考	申請はありません。対象者にお声がけいたします。

15. 白石市高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業【愛称：絆（きずな）】

概要	地域福祉支援員を配置し、有償ボランティア制度を活用した生活支援サービス（家事支援サービス・移動支援サービス）を行います。また、ふれあいサロンの支援を行います。
内容①	◆家事支援サービス 料理、衣類等の洗濯、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、話し相手、簡単な身の回りの世話
内容②	◆移動支援サービス 病院等への通院、福祉施設等への入退所及び通所、社会参加のためのハンディキャップ、買い物、各種手続きのための移送 *身体介助は行えませんので、介助が必要な方は、ご家族等に介助と付き添いをお願いします。
内容③	◆ふれあいサロンの支援内容 地域住民が主体となって行う既存サロンの活動充実・拡大についての支援、新規サロンの開設支援を行います。
対象者	生活支援サービスが必要な在宅高齢者等で家庭内でその支援が困難な方 *但し移動支援サービスは、非課税世帯かつ利用者本人の前年収入が155万円未満の方で、次の①又は②に該当する方が対象となります。 ①単独で移動が困難な在宅の65歳以上の高齢者で、要支援以上の認定を受けた方 ②身体障害者手帳を所有する方 *訪問調査の上決定します。
費用	生活支援サービスの費用 登録料：年1,000円 *登録料のほか、サービスの内容により利用料等がかかります。 ◆家事支援サービス 利用料：1時間当たり500円 *1時間を超えた場合は30分ごとに250円を加算 ◆移動支援サービス利用料：1時間当たり1,000円。移動1km当たり20円を加算 *1時間を超えた場合は30分ごとに250円を加算
備考	*白石市社会福祉協議会で申請・相談してください。 電話 0224-22-5210

白石市保健福祉部長寿課 高齢福祉係

電話 0224-22-1361（白石市総合福祉センター内）

※高齢者についての相談は「白石市地域包括支援センター」へ

電話 0224-22-1466

※権利擁護に関する相談は「白石市権利擁護サポートセンター」へ

電話 0224-26-6760

